

令和7年（2025年）3月26日付け札幌市告示第1253号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和7年（2025年）4月4日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

札幌市告示第1253号別表の工事番号「25(土)第0073号」工事名「清田真栄特別緑地保全地区法面改良工事」にかかる入札日等を別表のとおり変更し、併せて設計図書の一部を下記のとおり訂正する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060－8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

電子入札

(入札日等訂正版)

0	調達案件番号		2502007311
1	工事（業務）番号		25（土）第 0073 号
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	清田真栄特別緑地保全地区法面改良工事
		工事（履行）場所	札幌市清田区真栄6条1丁目
		工事（業務）内容	工事延長 33m 土工 一式 法面工（植生工）一式
		工期（履行期間）	着手の日から令和8年02月05日まで
6	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	事後審査方式（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	開札日の翌日まで（審査順1位の落札候補者のみ）
		落札結果通知予定日	令和7年5月1日
11	入札及び開札の日時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和7年04月21日（08時00分～20時00分） 令和7年04月22日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和7年04月23日 09時30分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
13	契約締結に関する事項等	契約締結期限	落札結果通知日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）まで。ただし、落札結果通知日が令和7年05月01日の場合は令和7年05月12日まで。 ※期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。
		入札保証金	免除する。
		契約保証金	工事－徴収する。ただし、利付国債の提供、金融機関等の保証、履行保証証券、履行保証保険（定額補填方式）によることができる。 業務－徴収する。ただし、利付国債の提供、金融機関等の保証、履行保証証券、履行保証保険（定額補填方式）によることができる。また、札幌市契約規則第25条第3号に該当する場合は免除する（詳細は告示文を参照）。
17	施行担当課及び電話番号	施行担当課	建）土木部工事課
		電話番号	011-211-2618

工事説明書

1. 工事の概要

工事延長 L=33m

道路土工 一式、法面工（植生工） 一式

【建設リサイクル法対象案件】 【建設発生土の搬出有】

2. 施工場所 札幌市清田区真栄6条1丁目

3. 工事の期間 契約書に示す着手の日から令和 8年 1月26日までとする。

4. 図面 別添のとおり（図面12枚）

5. 工事仕様書 札幌市土木工事標準設計図集、札幌市土木工事共通仕様書、北海道開発局道路工事設計施工要領、道路事業設計要領、切土工・斜面安定工指針、落石対策便覧、その他関係仕様書によるものとする。

6. 特記仕様書 別添のとおり。

工事説明書

1. 工事の概要

工事延長 L=33m

道路土工 一式、法面工（植生工） 一式

【建設リサイクル法対象案件】 【建設発生土の搬出有】

2. 施工場所 札幌市清田区真栄6条1丁目

3. 工事の期間 契約書に示す着手の日から令和 8年 2月 5日までとする。

4. 図面 別添のとおり（図面12枚）

5. 工事仕様書 札幌市土木工事標準設計図集、札幌市土木工事共通仕様書、北海道開発局道路工事設計施工要領、道路事業設計要領、切土工・斜面安定工指針、落石対策便覧、その他関係仕様書によるものとする。

6. 特記仕様書 別添のとおり。

特記仕様書（共通事項）

共 01. 工期設定について

工期：令和 7 年 4 月 21 日から令和 8 年 1 月 26 日まで（冬期日数 87 日）

なお、本工事の工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に下記の事項を見込んでいる。

① 準備期間	40 日間
② 後片付け期間	20 日間
③ 雨休率 (実働日数に休日と悪天候により作業ができない日数を見込むための係数)	0.7
④ 地元調整等による工事不可期間 (令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)	なし

共 02. 中間技術検査について

中間技術検査の実施の有無及び実施の場合の詳細については、工事監督員の指示によるものとする。

共 03. 工事安全管理現場委員会について

- 1) 本工事の施工に当たり、安全管理を図る目的で発注者と受注者が相互に協力し、工事安全管理現場委員会（以下「現場委員会」という。）を設置するものとする。また、施工計画書には別記「現場委員会設置例」を参考に「工事安全管理現場委員会組織図」を添付すること。
- 2) 現場委員会における必須事項は次のとおりとする。
 - i) 工事着手時に施工計画書に基づき、工事の安全管理について協議を行う。
 - ii) 工事着手時は特に次の事項に留意して工事の安全対策を行う。
 - a) 工事現場内の整理、整頓に関する確認
 - b) 作業従事者及び使用機器類の保安の確認
 - c) 工事現場周辺の歩行者の安全対策及び仮設通路の確保
 - d) 工事現場内外に搬出する車両等による災害防止対策
 - e) 土砂等の崩壊事故の防止対策
 - f) 仮設構造物の安全確認
 - g) 地下埋設物の確認及び事故防止対策
 - h) 架空線又は高圧線の保全の確認
 - i) 緊急事態発生時の体制と対策
 - iii) 工事期間中において、上記の事項について安全対策を実施し、その評価を適宜行う。
 - iv) 安全パトロールにおいて、「改善」と評価された場合は、改善策についての会議を行う。その他の評価工事についても、さらなる安全の確保のため、会議を適宜行う。
 - v) その他の必要事項については、それぞれの現場で検討する。

共 04. 工事看板等の保守について

本工事の施工に当たり設置した工事看板等については、泥はね等の汚損や着雪などにより視認性が低下しないよう、適切に保守点検を行うこと。

共 05. 札幌市生活環境の確保に関する条例について

本工事において、下記に該当する作業を行う場合は『札幌市生活環境の確保に関する条例』（以下「条例」という。）に基づく規制や手続きが適用されるので留意すること。

- 1) 工事現場の土場において、次の作業を 3 か月以上行う場合は、指定作業として条例第 68 条により敷地境界における騒音の基準が適用されるため、本工事において土場を使用する場合は、近隣

特記仕様書（共通事項）

共 01. 工期設定について

工期：令和 7 年 5 月 12 日から令和 8 年 2 月 5 日まで（冬期日数 97 日）

なお、本工事の工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に下記の事項を見込んでいる。

① 準備期間	30 日間
② 後片付け期間	20 日間
③ 雨休率 (実働日数に休日と悪天候により作業ができない日数を見込むための係数)	0.7
④ 地元調整等による工事不可期間 (令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)	なし

共 02. 中間技術検査について

中間技術検査の実施の有無及び実施の場合の詳細については、工事監督員の指示によるものとする。

共 03. 工事安全管理現場委員会について

- 1) 本工事の施工に当たり、安全管理を図る目的で発注者と受注者が相互に協力し、工事安全管理現場委員会（以下「現場委員会」という。）を設置するものとする。また、施工計画書には別記「現場委員会設置例」を参考に「工事安全管理現場委員会組織図」を添付すること。
- 2) 現場委員会における必須事項は次のとおりとする。
 - i) 工事着手時に施工計画書に基づき、工事の安全管理について協議を行う。
 - ii) 工事着手時は特に次の事項に留意して工事の安全対策を行う。
 - a) 工事現場内の整理、整頓に関する確認
 - b) 作業従事者及び使用機器類の保安の確認
 - c) 工事現場周辺の歩行者の安全対策及び仮設通路の確保
 - d) 工事現場内外に搬出する車両等による災害防止対策
 - e) 土砂等の崩壊事故の防止対策
 - f) 仮設構造物の安全確認
 - g) 地下埋設物の確認及び事故防止対策
 - h) 架空線又は高圧線の保全の確認
 - i) 緊急事態発生時の体制と対策
 - iii) 工事期間中において、上記の事項について安全対策を実施し、その評価を適宜行う。
 - iv) 安全パトロールにおいて、「改善」と評価された場合は、改善策についての会議を行う。その他の評価工事についても、さらなる安全の確保のため、会議を適宜行う。
 - v) その他の必要事項については、それぞれの現場で検討する。

共 04. 工事看板等の保守について

本工事の施工に当たり設置した工事看板等については、泥はね等の汚損や着雪などにより視認性が低下しないよう、適切に保守点検を行うこと。

共 05. 札幌市生活環境の確保に関する条例について

本工事において、下記に該当する作業を行う場合は『札幌市生活環境の確保に関する条例』（以下「条例」という。）に基づく規制や手続きが適用されるので留意すること。

- 1) 工事現場の土場において、次の作業を 3 か月以上行う場合は、指定作業として条例第 68 条により敷地境界における騒音の基準が適用されるため、本工事において土場を使用する場合は、近隣